

食品安全関係情報(4月5日 ~4月18日 収集分※)について

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

(集計数は、今回/前回)

4月5日 ~4月18日 収集件数 (合計90/109件) (前回3月21日 ~4月4日)		国際機関	北米		欧州		大洋州	アジア		中南米等	その他
		WHO・FAO等 (4/4件)	米国 (10/6件)	カナダ (4/7件)	EU、EFSA (24/36件)	各国 (12/14件)	FSANZ等 (5/3件)	中国 (5/11件)	各国 (7/8件)	各国 (0/1件)	報道、論文等も含む (19/19件)
化学物質 (30/34件)	化学物質・汚染物質 (7件)	0	0	0	3	0	1	0	0	0	3
	食品添加物 (7)	0	0	0	5	0	0	1	1	0	0
	農薬 (10)	0	5	0	3	1	0	0	1	0	0
	動物用医薬品 (1)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	器具・容器包装 (4)	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
	その他 (1)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	計 (30件)	0	5	0	13	3	2	1	3	0	3
微生物・プリオン・自然毒 (29/25件)	細菌 (6件)	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
	ウイルス (7)	1	0	1	2	1	0	1	0	0	1
	原虫・寄生虫 (1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プリオン (1)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	植物性自然毒 (4)	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0
	カビ毒(マイコトキシン) (3)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	動物性自然毒 (2)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	その他 (5)	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0
計 (29件)	4	3	3	2	5	2	3	1	0	6	
新食品等 (5/11件)	新食品 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	GMO (2)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	健康食品 (2)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	アレルギー (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クローン (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射 (1)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (5件)	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	
肥料・飼料等 (1/16件)	肥料 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (1件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他 (25/23件)	表示 (3件)	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	放射性物質 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (16)	0	0	0	9	1	1	1	1	0	3
	論文情報 (6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	計 (25件)	0	1	0	9	1	1	1	3	0	9
海外の食中毒 (0/0件)	細菌 (0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※収集期間については、主たる期間をいう。

食品安全関係情報(4月5日～4月18日収集分 90件)のうち、主なものの紹介

(詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

【化学物質】

- ・ 欧州連合(EU)、食料品中に存在するカドミウムの低減を加盟国に勧告
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)
 - ・ 2010～2012年における食品中のカルバミン酸エチル濃度のモニタリングデータを評価した技術的報告書を公表
 - ・ ビスフェノールA(BPA)の再評価を2014年末までに完了すると報道発表
 - ・ 香料グループ評価401：化学グループ34のグルタミルバリルグリシンに関する科学的意見書を公表
- ・ フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)
 - ・ 放射線照射処理するプラスチック製食品包装材料の使用許可申請について意見書を公表
 - ・ ビスフェノールA(BPA)の食品経路暴露によるヒトの健康リスク評価に関する欧州食品安全機関(EFSA)の意見書案に対する意見公募についての意見書(コメント)を公表
- ・ オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、フードサーベイランスニュース4月号で「リンゴ及びナシジュース中の総ヒ素及び無機ヒ素の分析調査」を公表
- ・ 台湾衛生福利部、「食品添加物の成分規格及び使用基準」の改正案を公表、意見募集を開始

【微生物・プリオン・自然毒】

- ・ 世界保健機関(WHO)、食品由来吸虫症に係るファクトシートを更新
- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(ECDC)、A型肝炎集団感染に関するリスク評価書を更新
- ・ Eurosurveillance：「2013～2014年の欧州において進行中の集団A型肝炎：ノルウェーにおける集団感染の原因と疑われる輸入ミックスベリーケーキ」
- ・ 英国食品基準庁(FSA)、北アイルランドの貝類の生体毒及び植物プランクトンのモニタリング結果を公表
- ・ 米国疾病管理予防センター(CDC)
 - ・ Foster Farms製鶏肉が原因とみられる多剤耐性Salmonella Heidelbergによる集団感染情報を更新
 - ・ 「米国のサルモネラ症発生地図(1968年～2011年)」を発表
- ・ カナダ保健省(Health Canada)、内臓を取り除いていない塩漬けの魚製品はボツリヌス菌による汚染の懸念が大きいとして注意喚起
- ・ 香港衛生署衛生防護センター、ヨウシュヤマゴボウ(洋種ヤマゴボウ)による食中毒の疑いがある事例が発生した旨公表

【新食品等】

- ・ 米国食品医薬品庁(FDA)、甲殻類への放射線照射を認可

【その他】

- ・ 欧州食品安全機関(EFSA)、リスクコミュニケーション用インフォグラフィックス「リスク評価 vs リスク管理：違いは何か？」を公表

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○その他—その他

欧州食品安全機関(EFSA)、リスクコミュニケーション用インフォグラフィックス「リスク評価 vs リスク管理：違いは何か？」を公表

公表日：2014年4月16日 情報源：欧州食品安全機関(EFSA)

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/140416.htm>

欧州食品安全機関(EFSA)は4月16日、一般向けリスクコミュニケーションの資料として、「リスク評価 vs リスク管理：違いは何か？」と題するインフォグラフィックスを公表した。

1. リスク評価業務とリスク管理業務を分離するというわずか10年前の決定は、欧州の食品安全を一変させた。これによりフードチェーンの安全性が強化されたと広く認識されるようになったが、リスク評価機関とリスク管理機関の違いに関しては、あいまいなところが依然として存在している。

2. 役割の分離

(1)これら2つの機関の重要な違いは何か？リスク評価機関は、フードチェーンにおいて考えられる脅威について独立した科学的助言を提供する。リスク管理機関は、そのような問題に対処するための基礎として、この助言を利用する。欧州域内において、評価と管理の分離は重要とされ、法律で守られている。これは、科学と政治を明確に区別し、科学に基づく独立した評価により、政策決定を行うために導入された。

(2)EFSAは、欧州の食品の安全を確保する上で重要な役割を果たしている。しかし、EFSAは、多くの様々な協力機関を含む欧州連合(EU)の枠組みの一部分に過ぎない。EFSAは、フードチェーンにかかわる脅威を評価する、欧州における主要なリスク評価機関である。リスク管理機関は、欧州委員会(EC)、EU加盟国の諸機関及び欧州議会である。これらのリスク管理機関は、EFSAの科学的助言に基づき、食品に関する政策の策定、製品の認可及び立法に責務を負っている。

3. 認可ではなく助言

(1)例として、EFSAは、申請のあった遺伝子組換え生物(GMO)の安全性を一件一件評価する。EFSAの役割は、そこで終了する。各GMOを認可するかどうかを決定するのは、EC内のリスク管理機関及び加盟国内のリスク管理機関である。他の分野においても同様であり、2、3例を挙げると、ネオニコチノイド系のような農薬、食品包装に使用される食品接触材料、及び飼料添加物がある。それぞれの場合において、EFSAは科学に基づく独立した助言を提供し、リスク管理機関は、EFSAの結論を根拠としながら、適切な措置について決定する。

(2)EFSAは、どのように業務を行うのか？EFSAの科学者らが実験を行い、その結果をEFSAの科学的意見の根拠として用いるというのは誤解である。EFSAは研究所を持たず、新たな科学研究も行わない。その替わりEFSAは、EUの法令の定めるところにより、既存の研究及びデータの収集を任務としている。EFSAの科学者らは、このような情報を分析し、リスク管理機関による意思決定を支援するための科学的助言を作成する。

インフォグラフィックスでは、食品添加物の再評価の過程等を例に挙げ、リスク評価機関とリスク管理機関を色分けして、それぞれの役割などをイラストで分かりやすく説明している。このインフォグラフィックスは以下のURLから入手可能。

<http://www.efsa.europa.eu/en/RiskARiskM/docs/InfographicsRiskARiskMprint.pdf>

○関連情報(国内)

・食品安全委員会パンフレット(2013)、日本の食品安全を確保する仕組みを説明

http://www.fsc.go.jp/sonota/pamphlet/2013/pamphlet2013_japall.pdf

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fscis/>)をご覧ください。

Risk Assessment vs Risk Management

What's the difference?

リスク評価機関

EFSAはリスク評価機関で、フードチェーンに関わる様々なリスクを評価しています。EFSAは研究所を持たず、新しい科学的研究も行っておりません。EFSAは既存の研究及びデータを収集したり、分析したりして、科学的助言を提供しています。そして、リスク管理機関が意思決定するのを支援しています。

Risk Assessor

EFSA is the **risk assessor**, evaluating risks associated with the food chain. EFSA doesn't have scientific laboratories, nor does it generate new scientific research. It collects and analyses existing research and data and provides scientific advice to support decision-making by risk managers.

Risk Manager

Risk managers are the European Commission, Member State authorities and the European Parliament. They are responsible for making decisions or setting legislation about food safety.

リスク管理機関

リスク管理機関は欧州委員会(EC)、加盟諸国当局及び欧州議会です。これらの機関は食品安全に関する意思決定や規則策定を担っています。

In practice The re-evaluation of food additives

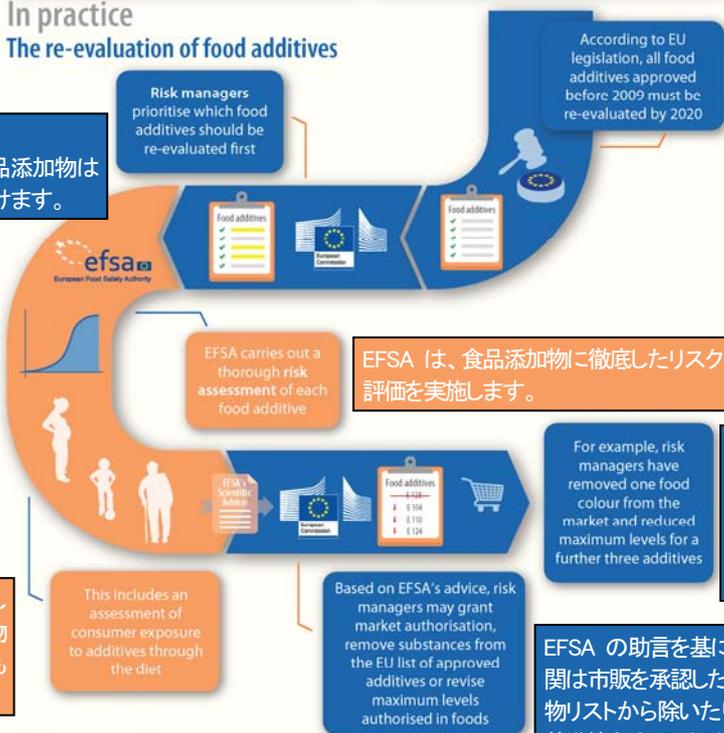
リスク管理機関

最初に再評価をすべき食品添加物ほかどれかという優先順位をつけます。

Risk managers prioritise which food additives should be re-evaluated first

According to EU legislation, all food additives approved before 2009 must be re-evaluated by 2020

EU 法規によれば、2009年以前に承認を受けた食品添加物は全て2020年までに再評価しなければなりません。



この過程では、食事を通して消費者が受ける添加物の暴露についての評価も行われています。

EFSA は、食品添加物に徹底したリスク評価を実施します。

For example, risk managers have removed one food colour from the market and reduced maximum levels for a further three additives

例えば、リスク管理機関は市場からある着色料を排除したり、さらに3種類の添加物の最大残留基準値の数値を下げたりしているのです。

EFSA の助言を基にして、リスク管理機関は市販を承認したり、EU の承認添加物リストから除いたり食品で承認される基準値を改正したりしています。

Other examples

リスク評価機関

EFSAは、ミツバチに対するある種のネオニコチノイド系農薬の安全性評価を実施しています。

EFSAは、GMOごとに一件一件、安全性を評価しています。

EFSAは、家きん類を扱う施設のサルモネラ汚染についてのデータをEU加盟国から集めて人の健康へのリスクを評価しています。

Risk Assessment

EFSA carries out risk assessment on safety of certain neonicotinoids for bees

EFSA evaluates safety of every GMO on a case-by-case basis

EFSA collects and analyses data from Member States on prevalence of Salmonella in poultry holdings and assesses risk for human health

Risk Management

Risk managers suspend use of certain neonicotinoids in EU

Risk managers decide whether or not to authorise each GMO

Risk managers set reduction targets for Salmonella in laying hens in the EU

Risk assessment is

✓ Providing scientific advice on food-related risks to support decision-making

Risk assessment is NOT about

- ✗ Policy making on food safety
- ✗ Setting or enforcing legislation
- ✗ Product approvals and authorisations, recalls and withdrawals
- ✗ Food labelling
- ✗ Food quality
- ✗ Trade issues, import/export controls, traceability
- ✗ Investigation of food fraud

リスク管理機関

リスク管理機関は、ある種のネオニコチノイド系農薬のEU域内における使用の中止を決定しました。

リスク管理機関は、GMOを承認するのか承認しないのかを個別に決定しました。

リスク管理機関は、欧州域内の採卵鶏におけるサルモネラ汚染を低減するためのターゲットを決定しました。

○リスク評価とは、食品に関わる様々なリスクに関する科学的助言を提供して、意思決定を支援することです。

○リスク評価では、次のことは行いません。

- 食品安全に関する政策決定、● 法律の策定、施行、● 製品の認可、承認、回収、撤回、● 食品表示、● 食品の品質、● 貿易問題、輸入/輸出管理、トレーサビリティ、● 食品偽装の調査